

住宅改修費の申請方法

住宅改修費の給付を受けようとするときには、工事前・工事後あわせて2回の申請が必要です。

① 住宅改修について、ケアマネジャー等に相談

- ・ケアマネジャー同席のうえ工事業者とも相談してください。

② 住宅改修の事前申請

- ・被保険者の方は、住宅改修の事前申請の書類を町へ提出してください。

(提出書類)

- 介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修事前申請書
- 住宅改修が必要な理由書
- 工事見積書(工事箇所・内容・規模が明記され、材料費・施工費・諸経費等を区別したもの)
- 着工前の状態が確認できる書類(平面図と日付の確認できる工事箇所ごとの写真)
- (被保険者が住宅所有者でない場合)住宅所有者の承諾書
- (被保険者が入院(所)中の場合)住宅改修に係る自己申告書
- (被保険者に成年後見人等が選任されている場合)登記事項証明書

③ 事前申請の受付・確認

- ・提出された書類をもとに、保険給付として適切な改修かどうか、町が現地確認にうかがいます。

④ 介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修工事着工承諾書の送付

- ・適切な改修であると確認できましたら、町が着工承諾書を送付します。
- ※この時点での承諾書は、工事实施に対してのみのものです。最終的な支給額の決定は、改修工事完了後の提出書類の審査により行います。

⑤ 工事施工 ⇒ 工事完成

- ・原則として、着工承諾書が届いたあとに着工してください。

⑥ 住宅改修費の支給申請

- ・被保険者の方は、住宅改修費の支給申請の書類を町へ提出してください。

(提出書類)

- 介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修工事完了届及び給付費支給申請書
- 住宅改修に要した費用に係る領収書(申請者若しくは被保険者名義の原本)
- 完成後の状態が確認できる書類(平面図と日付の確認できる工事箇所ごとの写真)
- 工事費内訳書(工事箇所・内容・規模が明記され、材料費・施工費・諸経費等区別したもの。見積書と領収書の金額が異なる場合、請求内訳書の代用可)
- (被保険者口座名義人が異なる場合)委任状
- (被保険者に成年後見人等が選任されている場合)登記事項証明書

⑦ 住宅改修費の支給決定・給付費支払い

- ・町が、提出された書類を審査します。住宅改修費の支給が適当であると認められましたら、給付額を決定し、支給決定通知書を送付します。後日、指定の口座に給付費を支払います。

受付・お問い合わせ先

〒716-1192 加賀郡吉備中央町豊野 1-2

吉備中央町福祉課 Tel.0866-54-1317 FAX0866-54-1306